

証券ジャパンの約款・規程集（対面営業（IFAを含む。））の約款等一部改正 新旧対照表

令和6年2月19日
株式会社証券ジャパン

このたび、令和5年11月29日に公布された「金融商品取引法の一部を改正する法律」により、令和6年2月1日付で「金融サービスの提供に関する法律」が「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」へ改称されたことに伴い、下記の通り証券ジャパンの約款等（対面営業（IFAを含む。））を一部改正いたします。お客様におかれましては、当該改正内容等をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

（改正項目）

<p>1. 「金融商品の販売等に係る勧誘方針」及び「金融商品の販売等に係る重要事項のご説明」を一部改正いたします。</p> <p>2. 本改正は、令和6年2月1日から適用することといたします。</p>
--

（改正項目の新旧対照表）

下線部分変更

u003c/div>

新	旧
<p>金融商品の販売等に係る勧誘方針</p> <p>当社は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づき、金融商品の販売等に係る勧誘方針を以下のとおり策定し、金融商品の適正な勧誘に努めてまいります。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>以上</p>	<p>金融商品の販売等に係る勧誘方針</p> <p>当社は、金融サービスの提供に関する法律に基づき、金融商品の販売等に係る勧誘方針を以下のとおり策定し、金融商品の適正な勧誘に努めてまいります。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>以上</p>
<p>金融商品の販売等に係る重要事項のご説明</p> <p>「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（金融サービス提供法）により、金融商品取引業者はお客様に金融商品をご購入いただく際に、金融サービス提供法で必要とされている重要事項についての説明が義務付けられることとなりました。これに伴い、当社としては取扱っている商品の各々の重要事項につきまして、下記のとおりご説明申し上げます。お客様におかれましては、これらの説明をご熟読の上、それぞれの商品をご購入下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>記 (現行どおり)</p> <p>以上</p>	<p>金融商品の販売等に係る重要事項のご説明</p> <p>「金融サービスの提供に関する法律」（金融サービス提供法）により、金融商品取引業者はお客様に金融商品をご購入いただく際に、金融サービス提供法で必要とされている重要事項についての説明が義務付けられることとなりました。これに伴い、当社としては取扱っている商品の各々の重要事項につきまして、下記のとおりご説明申し上げます。お客様におかれましては、これらの説明をご熟読の上、それぞれの商品をご購入下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>記 (省略)</p> <p>以上</p>

以上